様式第五（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意2.を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第六（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意2.を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第七（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第６　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意2.⑴中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記載上の注意2.⑵中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記載上の注意2.に次のように加える。

⑶　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第八（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第８　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第９条第１項の申込みをする場合に限る。）」の次の記載上の注意2.⑴中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記載上の注意2.⑵中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記載上の注意2.に次のように加える。

⑶　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第九（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第６　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意2.を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、特定震災特例経営強化計画を提出する特定震災特例協同組織金融機関の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第５　事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項（合併等以外の場合に限る。）」の次の記載上の注意2.を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、資本整理等実施要領を提出する特別対象協同組織金融機関等及び協同組織中央金融機関の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十一（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意2.を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十一記載上の注意６．中「記載するとともに」を「記載するとともに」に改める。

様式第十二の「第６　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意2.に次のように加える。

⑶　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十三の「第８　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第27条第１項の申込みをする場合に限る。）」の次の記載上の注意2.に次のように加える。

⑶　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十四記載上の注意2.を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（信託業法施行規則の一部改正）

第三十四条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同項第四号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第十三条第一項第一号の二及び第一号の三中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二十七条第一項中「第二項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　主要株主の旧氏及び名を当該主要株主の氏名に併せて法第十七条第一項の対象議決権保有届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該主要株主の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第四十四条第二項第十号の二及び第十一号の二、第四十五条第二項第十号の二及び第十一号の二、第四十六条第二項第十号の二及び第十一号の二、第四十七条第二項第十号の二及び第十一号の二、第五十一条の四第二項第三号の二、第五十三条第二項第三号の二、第五十四条第二項第六号の二、第五十八条第一項第三号の二、第七十一条第一号の二及び第二号の二、第八十条の五第三項第三号の二、別表第一取締役、執行役、会計参与又は監査役の変更の項、別表第七役員の変更の項及び国内における代表者の氏名及び国内の住所の変更の項並びに別表第十役員の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。